

栗東地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部改正(案)について

1 改正理由

(1) 運賃等に関する部会の設置について

道路運送法の改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃(本市の場合、帝産湖南バス・近江バス・滋賀バス・コミュニティバス(くりちゃんバス、くるっとバス))について変更等が生じた場合に、令和5年10月1日からは、改定にあたっては、事前にパブリックコメントを実施したうえで、市職員、当該運賃の事業者、運輸局、住民代表者による協議を調えなければならないとされました。

(2) 運賃協議部会の設置について、

このため、本市の場合は、栗東市地域公共交通活性化協議会に運賃等に関する部会(市職員、当該運賃の事業者、運輸局、住民代表者)をあらたに設置のうえ、協議を調えることとするため、当該設置要綱の一部改正を行い、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める構成員にて協議を行うものとします。

→当該要綱の改正+運賃協議部会の設置

+++++

道路運送法（抜粋）

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条

（第1項から第3項まで省略）

- 4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

（以下省略）

+++++

栗東市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、栗東市の地域公共交通計画の作成及び実施に関し協議、検討及び調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、栗東市における乗合バス運送等に係る生活交通の維持、確保及び方策並びに利便性向上について、協議、検討及び調整を行うため、栗東市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、前項に規定する設置目的と併せて、廃止前の栗東市バス対策地域協議会設置要綱(平成13年栗東市告示第122号)第2条に規定する栗東市バス対策地域協議会の所掌事務を承継するものとする。

3 協議会は、滋賀県が組織する滋賀県地方バス対策地域連絡協議会の市町協議会(地域公共交通会議)の役割を担う。

4 協議会に、以下の部会を設置する。ただし、部会に関する所掌事務は別に定める。

(1) 運賃に関すること。

(2) その他地域公共交通に関する作業及び検討に関すること。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議、検討及び調整を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施に関する協議等に関すること。
- (2) 栗東市域を含む地域の実情に応じた適切な地域公共交通の態様等に関すること。
- (3) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 国及び県の関係行政機関の職員
- (2) 草津警察署管内の関係行政機関の職員
- (3) 関係諸団体の代表者
- (4) 法第2条第1項第1号に規定する地域公共交通の事業者及び関係組織団体の代表者
- (5) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び職務代理者)

第5条 協議会に会長を置き、協議会を代表し、会務を総理する。会長に事故あるときは、当該職務代理者を委員の互選により選出するものとする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議の招集は、第2条に規定する所掌事務を協議するため、必要に応じ招集することができる。
ただし、急を要す案件又は、委員の招集を要しないと会長が判断する案件等については、書面を持って決議あるいは意見の聴取をすることができる。
- 3 協議会は、招集の場合において、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席者の過半数以上で決し、可否同数のときは会長がこれを決する。ただし、第2項に定める書面開催の場合において同様とする。また、招集の場合において、欠席委員は委任状を提出することができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(監査)

第7条 会議に監査委員を置く。

- 2 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第8条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第9条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、交通政策を所管する所管に置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月11日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年2月5日から施行する。

栗東市地域公共交通活性化協議会設置要綱新旧対照表

現行	改正案
第1条（略） <u>（2－3略）</u> （以下略）	第1条（略） <u>（2－3略）</u> <u>4 協議会に、以下の部会を設置する。ただし、部会に関する所掌事務は別に定める。</u> <u>（1） 運賃に関すること。</u> <u>（2） その他地域公共交通に関する作業及び検討に関すること。</u> （以下略）

栗東市地域公共交通活性化協議会運賃協議部会規程(案)

(設置)

第1条 栗東市地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第1条第4項の規定に基づき、運賃等に関する協議を行うため、運賃協議部会（以下「部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に定める事項
- (2) 前各号に掲げるもののほか、部会が必要と認めるもの

(組織)

第3条 部会は、要綱第3条に規定するもののうち、協議会会長が指名した次に掲げる機関の者により組織する。

- (1) 栗東市
- (2) 運賃を定めようとする地域公共交通事業者
- (3) 国土交通省近畿運輸局滋賀運輸支局
- (4) 栗東市自治連合会

(会議)

第4条 部会の会議に関する事項は、要綱第6条の規定を準用する。この場合において、「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(協議結果)

第5条 部会において協議が整った場合は、栗東市地域公共交通活性化協議会において協議が整ったものとみなす。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月5日から施行する。